

12/23

中止

公述の申出が
なかったため

岐阜市政記者クラブ、大垣市政・経済記者クラブ、多治見市政記者クラブ、
羽島記者クラブ、各務原市政記者クラブ同時配布資料

岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和7年12月8日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
都市政策課	地域計画係	小林	内線 4718 直通 058-272-8648 FAX 058-278-2764

都市計画区域マスタープラン及び区域区分の変更に係る 公聴会開催について

県では、都市計画の案を作成するにあたり、都市計画の素案について住民の方々の意見を伺うため、都市計画法第16条第1項に基づく公聴会を開催しています。

このたび、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の変更について、以下のとおり公聴会を開催しますのでお知らせします。

記

1 対象都市計画区域、開催日時、会場

都市計画区域	関係市町	日時	場所
岐阜	岐阜市 瑞穂市 岐南町 笠松町 北方町	令和8年1月22日(木) 18時から	ハートフルスクエアーG 2階 大研修室 (岐阜市橋本町1丁目10番地23)
大垣	大垣市 垂井町 神戸町 安八町	令和8年1月20日(火) 18時から	ソフトピアジャパンセンタービル 10階 中会議室1 (大垣市加賀野4丁目1-7)
多治見	多治見市	令和8年1月29日(木) 18時から	多治見市産業文化センター 3階 中会議室 (多治見市新町1丁目23番地)
羽島	羽島市	令和8年1月15日(木) 18時から	羽島市役所 3階 301会議室 (羽島市竹鼻町55)
各務原	各務原市	令和8年1月27日(火) 18時から	各務原市産業文化センター 5階第2会議室 (各務原市那加桜町2丁目186番地)

※公述の申出がない場合は、公聴会を中止します。

その際は、県ホームページでお知らせします。

2 変更の経緯

県内の都市計画区域マスタープランは令和2年度から令和3年度にかけて都市計画決定しております、目標年次を令和12年としています。

今回の変更は、都市計画法第6条に基づき実施した都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、改めて人口及び産業の推計を行った結果等を反映するものです。

3 素案の閲覧について

公述申出期間に県都市政策課、関係市町都市計画担当課において素案を閲覧に供します(閲覧時間 9:00～17:00 土日除く)。

また、県ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6815.html>

県トップページ>分類でさがす>社会基盤>県土・都市整備>都市計画>都市計画公聴会

県都市政策課で閲覧を希望する場合は、県庁1階総合受付までお越しください。

4 公述人の募集について

(1) 公述の申出方法

公聴会での意見陳述を希望する関係市町住民の方は、次の期間のうちに県都市政策課へ申出書を郵送、FAX、メール若しくは直接提出してください(12月22日(月)17時必着)。

※申出書は閲覧場所又は前述の県ホームページで入手できます。

・公述申出期間 12月8日(月)～22日(月)(時間:9:00～17:00 土日祝日除く)

・提出先 (郵送又は持参)

〒500-8570

岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県都市建築部都市政策課地域計画係

(FAX) 058-278-2764

(Mail) c11654@pref.gifu.lg.jp

(2) 公述について

・公述人は10人までとし、申込者が多数の場合は申出された方の中から選定します。

・公聴会での公述人1人当たりの公述時間は10分以内とします。

・公聴会は地域住民の皆様方のご意見をお伺いし、案の作成の参考とするために行うものであることから、公聴会の場で公述人のご意見に対し、県として何らかのお答えをするものではありませんのであらかじめご了承願います。

5 傍聴について

公聴会は傍聴が可能です。傍聴を希望される方は、当日直接会場へお越しください。

なお、満員の場合は会場への入場をお断りする場合もあります。また、傍聴される方は、公聴会での発言はできませんのであらかじめご了承願います。

【都市計画区域マスタープランとは】

正式名称: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第6条の2)

人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどうしていきたいかを具体的に定めるもので、県が決定する都市計画です。

【区域区分とは】

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することで、県が決定する都市計画です。